

徳島県告示第四百四十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和六年九月六日

徳島県知事

後藤田

正

純

名称	所在地	認定が効力を有する期限
羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇 一一	令和九年七月十一日
川島病院	徳島市北佐古一番町六番一号	同 三十一日